

あさぎり町奨学金返還若者就労支援事業補助金交付要綱

令和8年4月1日告示第63号

(目的)

第1条 この要綱は、あさぎり町奨学金返還若者就労支援事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付することについて必要な事項を定め、円滑な補助金交付を行うことにより、若年層のあさぎり町(以下「町」という。)への移住・定住及び町をはじめとした人吉球磨地域等への就職を促進し、活力ある町を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校をいう。
- (2) 補助事業 次条第1号アからオまでに掲げる奨学金を返還する事業をいう。
- (3) 補助対象期間 1回目の補助金の交付申請を行う日の属する年度の前年度及び初回の交付申請日の属する年度並びに翌年度の期間をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学等に進学し、在学中に次のアからオまでのいずれかの奨学金の貸与を受けた者
 - ア あさぎり町奨学金
 - イ 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金
 - ウ 独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金

エ 熊本県育英資金

オ その他町長が認める奨学金

- (2) 交付申請日において、奨学金の返還を遅滞なく行っている者
- (3) 初回交付申請日における年齢が30歳以下である者
- (4) 交付申請日において、町に住所を有しており、かつ、初回の交付申請日から3年以上継続して定住する意思がある者
- (5) 交付申請日において就業又は起業した事業を行っている者
- (6) 町税等を滞納していない者
- (7) 国、都道府県又は他の市町村による奨学金の返還に関する補助金等の交付を受けていない者
- (8) あさぎり町暴力団排除条例(平成23年条例第20号)第2条第2項に規定する暴力団員でない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象期間内の奨学金の返還額とする。ただし、奨学金の繰上償還による増額分及び延滞金並びに奨学金の返還遅延に係る返還額は補助対象経費に含まないものとする。

2 前条第1号アからオまでに掲げる奨学金のうち複数の奨学金の返還を行っている場合は、その総額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、各回の交付申請につき20万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、あさぎり町奨学金返還若者就労支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添えて、町

長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金を貸与している機関が発行する奨学金の貸与を証する書類の写し
- (2) 奨学金の全体の返還計画を確認することができる書類の写し
- (3) 補助対象期間中の奨学金の返還額を証する書類の写し
- (4) 就労証明書(様式第2号)
- (5) 登記事項証明書、個人事業の開業・廃業等届出書等の自らの業を営むことを証する書類
- (6) 定住誓約書(様式第3号)
- (7) 納税証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の交付申請は、1人につき3回を限度とする。

(補助金の交付等の決定)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときはあさぎり町奨学金返還若者就労支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、不適当と認めたときはあさぎり町奨学金返還若者就労支援事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、あさぎり町奨学金返還若者就労支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、当該請求書を受け付けた日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 町長は、第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者が次の各号

のいずれかに該当する時は当該決定を取り消すものとし、あさぎり町奨学金返還若者就労支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。

- (1) 奨学金の返還が免除されたとき。
- (2) 補助金の交付を辞退しようとする申出があったとき。
- (3) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 初回の交付申請日から3年未満で町から転出したとき。
- (5) その他、取消しに相当する事由があると町長が認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した時には、あさぎり町奨学金返還若者就労支援事業補助金返還命令書(様式第8号)により、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。